

○農林水産省
経済産業省 令第三号

外国人漁業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百六十号）の施行に伴い、特定輸入承認の表示に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十一日

農林水産大臣 森山 裕

経済産業大臣 林 幹雄

特定輸入承認の表示に関する省令の一部を改正する省令

特定輸入承認の表示に関する省令（昭和四十三年農林省令第三号）の一部を次のように改正する。

「又は第三条第一号の」を「に規定する」に、「わが国」を「我が国」に改める。

附 則

この省令は、外国人漁業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年八月二十日）から施行する。

特定輸入承認の表示に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 特定輸入承認の表示に関する省令（昭和四十三年農林省／通商産業省令第三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
経済産業大臣は、外国人漁業の規制に関する法律施行令第二条に規定する特定輸入承認をするときは、輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条第一項の規定による輸入承認申請書の条件欄に当該特定輸入承認に係る漁獲物等の本邦への陸揚げが我が国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものである旨を記入して行うものとする。	経済産業大臣は、外国人漁業の規制に関する法律施行令第二条又は第三条第一号の特定輸入承認をするときは、輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条第一項の規定による輸入承認申請書の条件欄に当該特定輸入承認に係る漁獲物等の本邦への陸揚げがわが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものである旨を記入して行うものとする。